

鳴門教育大学学校教育学部教務委員会規程

平成16年 4月 1日

規程第 49 号

改正 平成17年 3月14日規程第32号
平成19年 3月23日規程第28号
平成20年 3月17日規程第22号
平成22年 3月24日規程第45号
平成23年 3月31日規程第41号
平成26年 3月24日規程第32号
平成28年 2月10日規程第10号
平成29年 3月 8日規程第52号
平成31年 3月13日規程第54号
令和 元年11月27日規程第94号
令和 2年 3月19日規程第34号
令和 4年 3月 9日規程第17号

(設置)

第1条 鳴門教育大学教授会規則（平成16年規則第5号）第9条の規定に基づき、鳴門教育大学教授会に鳴門教育大学学校教育学部教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する特命補佐
- (2) 幼児教育専修，学校教育実践コース，国語科教育コース，英語科教育コース，社会科教育コース，算数科・数学科教育コース，理科教育コース，音楽科教育コース，図画工作科・美術科教育コース，体育科・保健体育科教育コース，技術科教育コース，家庭科教育コース及び特別支援教育専修を担当する教員から各1人
- (3) 教育実習総合支援センター所長
- (4) 教育実習総合支援センターに兼務を命じられた実地教育部門担当の教員から1人
- (5) 教務部教務課長
- (6) その他学長が指名する者

2 委員会にオブザーバーを置き，学長が指名する副学長をもって充てる。

(任期)

第3条 前条第2号に規定する委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 前条第6号に規定する委員の任期は，学長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き，委員長は特命補佐をもって充て，副委員長は，委員の互選によって定める。

2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成及びその実施に関する事項
- (2) 学生の身分（賞罰を除く。）に関する事項
- (3) 卒業の認定に関する事項
- (4) 内部質保証に関する事項
- (5) その他教務に関する事項

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第8条 委員会に必要がある場合は、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置、組織その他必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、教務部教務課において処理する。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 第2条第1項第2号の規定により最初に選出された委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、2人の委員のうち学長が指名する1人の委員については、平成17年3月31日までとし、他の委員については、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日において、第2条第1項第2号から第5号の規定に基づき選出された委員のうち、概ね半数の者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日において、改正前の第 2 条第 1 項第 2 号から第 7 号までに規定する委員の任期は、平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 3 施行日において、第 2 条第 2 号の規定に基づき選出された委員のうち概ね半数の者の任期は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず 1 年とする。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。